

## 「長崎市広島原爆死没者名簿」寄託覚書

### (目的)

- 1 長崎市長田上富久（以下「甲」という。）は、「長崎市広島原爆死没者名簿」（以下「名簿」という。）を国立長崎原爆死没者追悼平和祈念館（以下「祈念館」という。）における来館者の追悼に供するために、厚生労働省健康局長上田博三（以下「乙」という。）へ寄託する。

### (寄託期間)

- 2 寄託期間は、本覚書締結の日から平成22年8月8日までとする。ただし、寄託期間満了の日の1カ月前までに、甲乙いずれか一方より寄託の解除の申入れがないときは、寄託期間を1年間延長するものとする。その後においても、また同様とする。

### (保管場所)

- 3 乙は、甲から寄託された名簿を祈念館内の追悼空間原爆死没者名簿棚に保管するものとする。

### (保管上の注意事項)

- 4 乙は、名簿の取り扱いについて取扱規定を作成し、名簿の劣化、汚損等がないように最大限の注意をもって保管するものとする。

### (保管の責任)

- 5 寄託期間中に、名簿に汚損、破損等が生じた場合は、乙の責任においてこれを修復するものとする。ただし、甲が名簿を一時的に利用した際に汚損、破損等が生じた場合は、この限りでない。

### (寄託方法)

- 6 名簿を寄託するに当たっては、甲は寄託書（様式第1号）を乙に提出するものとし、乙は受託書（様式第2号）を甲に提出するものとする。2のただし書きの規定に基づき、寄託期間を延長した後に名簿を寄託する場合においても、また同様とする。

### (禁止事項)

- 7 乙は、甲以外の者に名簿の閲覧をさせてはならないものとする。

(寄託の解除)

8 2の規定にかかわらず、甲は、必要があると認めるときは、寄託期間中においても寄託の解除を行うことができるものとする。

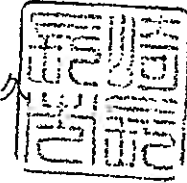
(その他)

9 この覚書に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

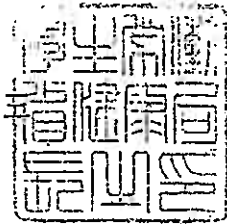
平成21年8月7日

甲 長崎市長

田 上 富 久



乙 厚生労働省健康局長 上 田 博



様式第1号

寄 託 書

厚生労働省健康局長 様

長崎市長は、厚生労働省健康局長へ下記のとおり「長崎市広島原爆死没者名簿」を寄託いたします。

記

「長崎市広島原爆死没者名簿」寄託総数 冊

平成 年 月 日

長崎市長

様式第2号

受託書

長崎市長

様

厚生労働省健康局長は、長崎市長から下記のとおり「長崎市広島原爆死没者名簿」を受託いたしました。

記

「長崎市広島原爆死没者名簿」受託総数

冊

平成 年 月 日

厚生労働省健康局長